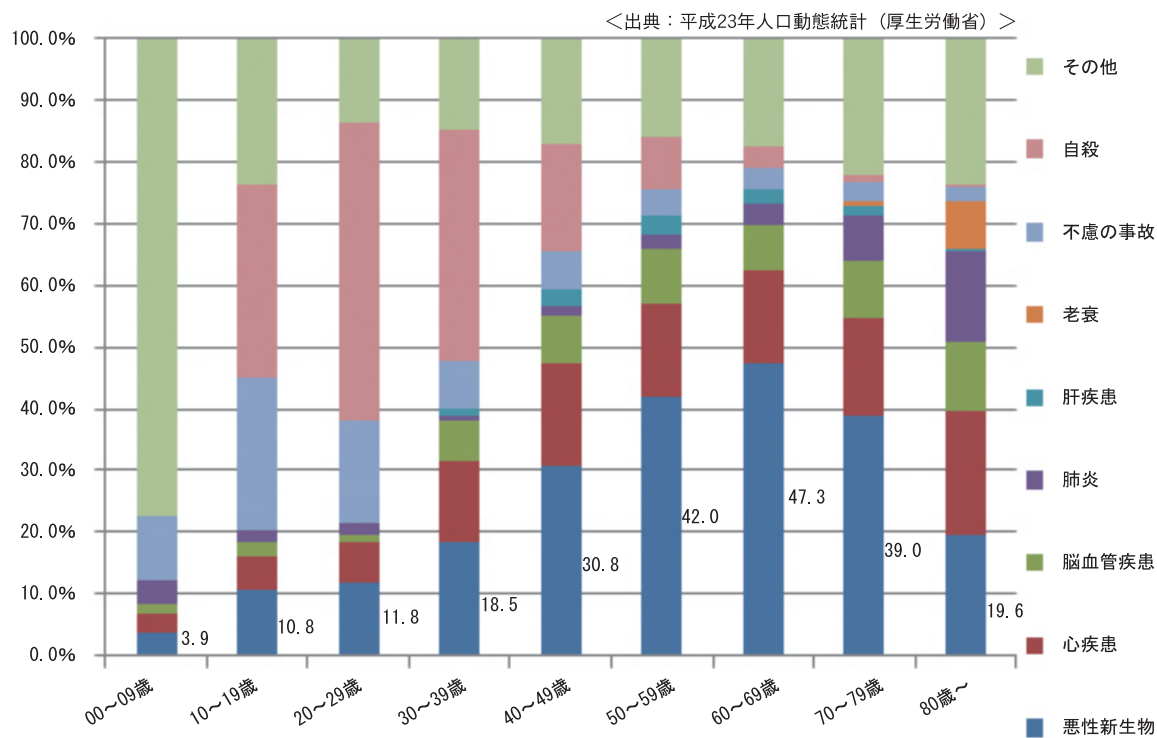


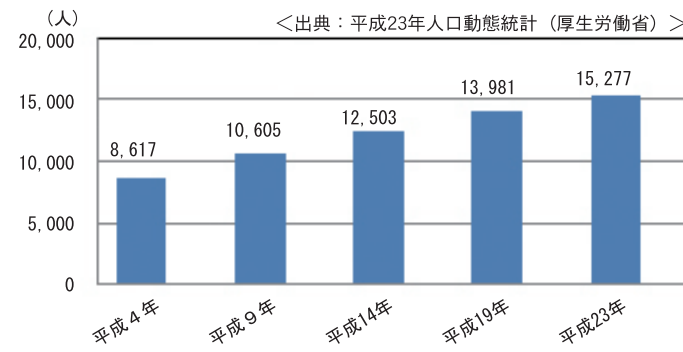


平成25年3月
条例施行

がんは死因の第1位



千葉県のがんによる死亡者数



がんは40歳を超えると、死因の第1位になります。
千葉県のがん死亡者数は平成9年に1万人を超え、年々増えています。平成23年には15,277人の方がなくなっています。

がん対策基本法に基づき改定された国の「がん対策推進基本計画」を踏まえ、平成25年に「千葉県がん対策推進計画」を改定しました。



平成25年の「千葉県がん対策推進計画」の改定に合わせ、がん対策の基本的事項を定め、県、市町村、県民、保健医療福祉従事者など関係者の責務や役割を明らかにし、「がん対策」を、さらに総合的かつ計画的に推進していくことを目的に制定されました。

条例の内容

■県の責務(第2条)

国及び市町村並びに医療機関、保健医療福祉団体、がん患者等で構成される民間団体と連携を図りつつ、県の特性に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

■県民の役割(第3条)

がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、がん検診を積極的に受診するよう努めます。

■市町村の役割(第4条)

国、県及び関係団体と連携し、それぞれの地域の実情に応じたがん対策の推進に努めます。

■保健医療福祉従事者の役割(第5条)

県及び市町村のがん対策に協力し、良質ながん医療の提供に努めるとともに、がんに関する十分な説明および情報の提供に努めます。

■事業者の役割(第6条)

従業員のがんの予防及び早期発見に資する環境を整備するよう努めるとともに、従業員又はその家族ががんに罹患した場合に、従業員が働きながら治療を受け、療養し、又は看護することができる環境を整備するよう努めます。

がんに関する教育(第8条)

学校において児童及び生徒が、がんに関する理解を深めるための教育が行われるよう取り組みます。



がんの予防(第9条)

喫煙など日常生活習慣の改善で、がん予防が行われるよう、正しい知識の普及などに取り組みます。

がんの早期発見(第10条)

がんは早期に発見するほど治癒率が高くなるため、がんの早期発見に取り組めます。



がんに関する情報の収集及び提供(第7条)

県民一人一人が必要ながん情報の提供を受け、がんに関する正しい理解を進められるよう取り組みます。



がん患者等への支援(第17条)

がん患者とその家族が、安心して納得した医療を受けることができるよう、相談支援などに取り組みます。

小児がん及び希少がん(第12条)

合併症や治療終了後の障害などを抱えている小児がん患者とその家族への支援に取り組みます。



質の高いがん医療の提供(第11条)



県民だれもが自ら選択し、安心して納得した医療を身近な地域で受けることができるよう取り組みます。

がん研究(第13条)

より有効な治療薬や治療方法などに対する研究の促進の体制づくりに取り組みます。



緩和ケア(第16条)

がんと診断された時から身体や心の痛みなどを和らげる緩和ケアが、いつでもどこでも受けられるよう取り組みます。

在宅医療(第15条)

がん患者が家庭や地域で、適切な医療を選択できるように、ネットワークづくりなどに取り組みます。

がん登録(第14条)

がん患者の診療や予後情報を把握し、がん対策に反映させるため、罹患率や生存率などを集計します。